

佐倉市災害時要援護者避難支援
プラン(全体計画)の策定に係る
意見公募について

平成 2 1 年 1 2 月

佐倉市

佐倉市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)素案について

1. 災害時要援護者について

災害時要援護者(以下、「要援護者」という。)とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなどの災害時の一連の行動に支援を要する人、または、避難生活において、支援を要する人をいいます。

一般的には、高齢者、障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、日本語に不慣れな外国人などが対象となります。

2. 佐倉市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)策定の趣旨

(1)「災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」策定の背景

平成16年7月の新潟・福島豪雨や平成16年10月に発生した新潟県中越地震などにおいて、被災者に占める高齢者の割合が高かったことから、国(内閣府・総務省・厚生労働省)は「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」を設置するとともに、要援護者の避難支援に関するガイドラインを作成・公表(平成17年3月作成 平成18年3月改定)し、国・県・市町村における支援体制の整備に向けた取り組みを求めています。

その後、平成19年12月18日付け、内閣府・総務省消防庁・厚生労働省・国土交通省の連名通知により、「災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」を、平成21年度末を目途に策定するよう全国の市町村に求めています。

なお、平成20年2月には、災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)作成支援を行う目的で、国から「避難支援プラン全体計画のモデル計画」が示されています。

(2)「災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」とは

「災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」とは、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、市町村の災害時要援護者支援に関する全体的な考え方を示すものとなります。

具体的には、災害時要援護者の対象範囲、自助・共助・公助の役割、避難支援体制などについて定めています。

3. 佐倉市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）素案の概要

（1）総則（P.1～P.4）

佐倉市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の目的、位置づけ、基本的な考え方、対象者の範囲、避難支援者及び対象とする災害について記載しています。

なお、基本的な考え方については、次のとおりとなります。

基本的な考え方

要援護者への支援については、自助及び共助を基本とし、地域社会の連携強化を推進することにより、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図る。

市等の行政機関は、計画等の策定や関係機関相互の連携強化を図ることなどにより、災害発生時における迅速な公助の実施を可能とするよう努めるほか、要援護者支援を含めた市民の防災意識の向上に努める。

（2）避難支援体制の構築（P.5～P.9）

避難支援の内容、災害時要援護者情報の把握、支援者の選定、避難支援プラン（個別計画）の作成及び避難支援体制（市各所属や地域、関係機関の役割等）について記載しています。

なお、避難支援の内容、災害時要援護者情報の把握、避難支援プラン（個別計画）の作成及び避難支援体制（市各所属や地域、関係機関の役割等）については次のとおりとなります。

避難支援の内容

- ・避難所等の安全な場所までの避難行動支援
- ・避難生活支援
 - 要援護者の避難状況の把握
 - 要援護者のニーズの把握
 - 避難スペースの優先的提供
 - 支援物資の優先的支給
 - 介助等の実施
 - 市災害対策本部等を通じた関係機関への支援要請

災害時要援護者情報の把握

行政機関と地域（自治会・町内会等、自主防災組織、民生委員・児童委員など）で同一の災害時要援護者情報を共有することは困難であるため、市と地域（市民）で別々に要援護者情報の把握を行う。

避難支援プラン（個別計画）の作成

個別計画の作成は、地域の協力のもと、災害時要援護者と支援者間において作成するものとする。

個別計画は、災害時要援護者本人と支援者等が支援内容を認識する手段であり、他の手段等により支援内容の共通認識ができていれば作成を必要としない。

避難支援体制（市各所属や地域、関係機関の役割等）

・市の役割

自助、共助では実施が困難な全体的な役割を担う。

・地域の役割

地域は、「地域における災害時要援護者支援の手引き」を参考に各地域内の個別具体的な要援護者支援を実施する。

（３）避難情報等の伝達・危険箇所の周知（P.10～P.13）

避難情報等の発表・発令及び伝達、洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備、避難方法の確認・避難経路の選定及び避難支援訓練等の実施について記載をしています。

（４）避難生活支援（P.14～P.16）

避難所における生活支援、自宅で生活する要援護者への生活支援、福祉避難所の指定・開設について記載しています。

佐倉市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の策定に係る意見公募について

佐倉市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）素案について、市民の皆さまからのご意見を募集いたします。

いただいたご意見は、計画の策定において参考とさせていただきます。

この手続きは、案件に対する具体的なご意見を募集するものであり、賛否を問うものではありません。

意見を提出された方の住所、氏名等は公表いたしません。

お寄せいただいたご意見は、それに対する市の考え方とともに整理した上で公表いたします。なお、個々のご意見に対して直接回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。

ご意見の提出ができる方

- 市内に在住、在勤、在学している方
- 上記の方が主体となって構成している団体（市民団体）
- 市内に事務所または事業所を有する法人

ご意見の提出方法について

- | | |
|--------|---|
| 意見書の様式 | ・様式は問いませんが、「佐倉市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）素案に関する意見書」をご利用いただくと便利です。 |
| 記載事項 | ・ 案件名
・ 住所及び氏名（ <u>個人の場合</u> ）
所在地、団体名及代表者氏名（ <u>法人または団体の場合</u> ）
・ 意見 |
| 締切 | ・ <u>平成21年12月23日（水）</u> |
| 提出方法 | ・ 郵送（12月23日の消印有効）、ファックス、電子メールにより、下記の提出先までお送りいただくか、直接、交通防災課窓口（土日祝日を除く）にご持参ください。 |

ご意見の提出先/お問合せ先

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市役所 本庁 1号館4階

佐倉市 市民部 交通防災課

電話 043(484)6338（直通）
ファックス 043(486)2502
電子メール kotsubosai@.city.sakura.lg.jp